

第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和6年4月22日(月)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時00分
- (4) 開催場所 津和野町役場 津和野庁舎増築棟 大会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番委員 吉田 茂 | 2番委員 森元 健一 | 3番委員 永田 京子 |
| 4番委員 三家本雅夫 | 6番委員 岩本 学 | 7番委員 齋藤 泰彦 |
| 8番委員 前田 生敏 | 9番委員 青木 暢大 | 10番委員 田中 聖司 |
| 11番委員 林 靖登 | | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1-1番委員 村上 巖雄 | 1-2番委員 藤井 隆一 | 1-3番委員 石橋 康邦 |
| 1-5番委員 御手洗 剛 | 1-6番委員 橋本 六雄 | 1-7番委員 木村 大輔 |
| 1-8番委員 増成 孔也 | 1-9番委員 齋藤 ミサ子 | 1-10番委員 山田 喜治 |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- | | |
|------------|-------------|
| 5番委員 有田 和将 | 1-4番委員 橘 明子 |
|------------|-------------|

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 山下 泰三 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |

3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
申請番号 5-586号
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号 5-604号
- 議案第3号 非農地証明願の承認について
申請番号 5-587号
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)

4. 議事進行及び顛末

<p>事務局長</p>	<p>只今から第5回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。私は本年4月より農林課長、農業委員会事務局長として務めることとなりました山下と申します。どうぞよろしく願いいたします。いよいよ農繁期を迎えて4月に入り気温の高い日も続いてきました。水稻栽培においては苗の急激な成長も心配されており、農家の皆様におかれましては例年にない気苦労もあるのでないかと感じております。又お忙しい日々を過ごされていると思いますので、安全面には十分ご留意いただきたいと思います。一方、有害鳥獣については、近年、熊の分布が拡大しております。市街地への出没や人身被害の発生も過去最多を更新している状況です。今後も人の生活圏での被害が増加することが予測されることから4月16日に環境省令において熊類が指定管理鳥獣に追加されたところです。このことにより、今後は集中的かつ広域的な管理を支援する取り組みが行われるということですが、具体的な内容については今後発表されると聞いております。これから熊の活動が活発な時期になりますので注意喚起も行ってまいりたいと思っておりますが、十分にお気を付けいただきたいと思います。それでは会長の挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>改めておはようございます。今事務局長も言われた通り、早いところでは先週田植えをしておりました。農業委員会関係として、認定農業者の再認定が行われ、●●さんと●●さんが再認定されております。新規に農事組合法人●●●●●さんが認定農業者として認定されております。6月15日に益田地域農業委員会協議会会長・職務代理会議が開催されました。益田、吉賀、津和野の会長、職務代理が参加して行われました。6月26日に総会が開催されますので各部長さんの参加をお願いいたします。以上です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>総会成立宣言ですが、本日は、2名の委員さんが欠席されています。農業委員としては議席番号5番有田委員より欠席の報告をいただいておりますので、11名中10名の出席であり農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議事録署名者を指名します。9番青木委員さん、10番田中委員さんよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-586号を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-586号を説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p> <p>本日、担当地区委員の橘委員が欠席することから、事前に現地確認報告書の提出と説明を受けていますので代読をさせていただきます。</p> <p>「4月12日金曜日午後2時から譲受人である●●さんと農地法第3条による農地の所有権移転の圃場の現地確認をしました。田の8筆は現在法人●●●●●さんが管理しており、今年は法人●●●●●さんと一緒に作付けを行うそうです。畑の4筆は数年耕作が行われていませんが草刈は地域の方がされていたため維持管理はされていました。圃場の場所は購入した家の周りなので数年かけて土づくり、耕起をする予定でいるとのことです。以上が、現況確認の報告です。周辺地域の方、真向いに住む●●さん、近隣農地を利用している●●さんとも面識があり、現地確認中も2名とコミュニケーションが取れていました。こちらの報告は以上です。」と報告を受けています。</p>
会長	ありがとうございます。それでは質疑を受けます。
会長	質問ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号5-586号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	<p>全員挙手です。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-586号は原案通り承認されました。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について</p>
会長	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号5-604号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号5-604号の説明をいたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長 前田農業委員	<p>現地確認の報告を担当地区委員の前田農業委員さんをお願いします。</p> <p>申請があり、4月13日土曜日の午後2時45分頃に申請者である●●●●●さんのお母さんと一緒に現地確認に行きました。周辺は写真の通り、後は急こう配の農地となっており、ご自宅からすぐ近くで、これまでもきれいに草を刈ったりして管理していました。町道を挟んでの農地も、半分は</p>

<p>会長 会長 委員 会長</p>	<p>私の農地ですが、特に影響等はないことを確認しました。 ありがとうございました。それでは質疑を受けます。 質疑ありませんか。 無し それでは質疑を打ち切ります。申請番号 5-501 号について承認される方は 挙手をお願いします。 全員挙手 全員挙手です。議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 承認について」申請番号 5-501 号は原案通り承認されました。</p> <p>議案第 3 号 非農地証明願の承認について</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>続いて、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 5-587 号 の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 5-587 号の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・ こちら、先程の 3 条申請と同様に担当地区委員が橋委員さんですので、 事前に現地確認報告書の提出と説明を受けていますので代読いたします。 「農地法第 2 条に規定する農地以外のものであることの証明に関する申請 について、こちら、3 条申請と同日時同時間に現地調査を行いました。 確認場所は 4 カ所です。201、211 は台帳地目田となっていますが、実際 は山高い山中で道も通っておらず自然に還っている状況でした。196-2 に ついては水路横で斜面になっており周辺は原野となっている状況です。 230-3 については道路が作られてガードレールが設置され、紫陽花が植栽 された農業には適さない場所でした。196-2、230-3 は写真のように景観 維持のために草刈り等はされていますが、地目変更されても農地以外とし て管理されているので荒れることは無いと思います。以上です。」という 報告になります。</p>
<p>会長 橋本推進委員 事務局</p>	<p>ありがとうございました。それでは、質疑を受けます。 農地と非農地について、こうなったら非農地といった境目はどのようにな りますか。現状何もしていない場合にどういった基準になりますか。どう いった要因がありますか。 資料の 3-1 ページをご覧くださいただけたらと思います。こちらに、津和野町現 況非農地証明事務取扱規定が記載しております。その中に、対象とする土 地とありますが、耕作放棄約 20 年以上経過し、農地として利用不可能な 土地、自然荒廃により雑木等が繁茂した土地で農地への復旧が困難な土</p>

	<p>地、自然災害を受けた土地で復旧が困難な農地が挙げられています。これに加えて、数年前から、道路改良などで生じた狭小な土地で農地として利用が困難な土地については利用状況調査においてB分類として非農地判断してよいとされています。その土地における状況をみて判断をしていくことになると思います。原則はこちらに記載されている基準に沿って行います。</p>
会長	<p>また、利用状況調査の前にはこういった土地はどのように区分されるかといった目合わせを現地で行います。</p>
会長	<p>その他質問はありませんか。それでは質疑を打ち切ります。申請番号5-587号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
会長	<p>全員挙手です。議案第3号「非農地証明願の承認について」申請番号5-587号は原案通り承認されました。</p>
	<p>議案4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」</p>
会長	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長	<p>それでは、しばらくの間集積計画について確認をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、議案第4号について質疑を受け付けます。</p>
委員	<p>なし</p>
会長	<p>質疑無ければ、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」は承認ということによろしいか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）については承認といたします。</p>
会長	<p>本日提案された議案は以上でございます。</p>